

第4章 施策・事業の推進

1 基本目標1『福祉のこころをはぐくむ人づくり』

(1) 基本施策1 ～福祉のこころの醸成と交流活動の促進～

事業No.1 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動の推進

概要

- ・多くの市民の参画による「共同募金」・「歳末たすけあい募金」運動を実施するとともに、地域福祉事業や福祉施設へ配分金を交付し、市民協働の支えあい助けあい活動を推進します。

方向性

- ・募金運動の充実を図ります。
- ・配分金の効果的な活用について検討します。

●社会福祉協議会の取組

- ・より多くの方の参画や理解が得られるよう、社協だよりやホームページなどでの広報・周知を強化し、募金運動の促進に努めます。
- ・「共同募金」・「歳末たすけあい募金」の配分について、先進社会福祉協議会の情報を収集しながら、県共同募金会や県社会福祉協議会と協議を進めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・「共同募金」・「歳末たすけあい募金」運動に積極的に協力します。

●地域住民の取組

- ・「共同募金」・「歳末たすけあい募金」運動に積極的に協力します。



事業No.2 やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進協議会支援の充実

概要

- ・市民や事業者が協働し、高齢者・障がい者・児童などすべての市民が個人として尊重され、様々な社会活動に主体的に参画できるよう、啓発事業などに取り組みながら、やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりを推進します。

方向性

- ・推進協議会の運営の支援を強化します。
- ・推進協議会の会員の拡充を支援します。

●社会福祉協議会の取組

- ・市民をはじめ会員の事業所・団体が、主体的に福祉のまちづくりに参画できるよう、情報の提供や啓発事業の開催などの支援を強化します。
- ・やさしさをはぐくむ心の醸成を目的とした講座を開催し、「福祉共育」の推進に努めます。
- ・推進協議会の充実・発展のために、会員の拡充の支援に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・推進協議会が主催するイベントや事業に主体的に参画し、やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりを推進します。

●地域住民の取組

- ・推進協議会が主催するイベントや事業に積極的に参加し、やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりに協力します。

◇数値目標◇

指標項目	平成24年度	平成29年度(目標値)
やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進協議会会員数	19団体	24団体



概要

- ・多くの市民やボランティアが主体となって「宇都宮市民福祉の祭典」を開催し、市民相互の交流や福祉に対する理解を深めながら、やさしさをはぐくむ心の醸成を推進します。

方向性

- ・「宇都宮市民福祉の祭典」の効果的な開催の支援を強化します。

●社会福祉協議会の取組

- ・より多くの市民や関係機関・団体・施設等の参画の促進を図り、市民相互の交流やノーマライゼーションやバリアフリーの理念が浸透するよう支援の充実に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・「宇都宮市民福祉の祭典」に主体的に参画し、ノーマライゼーションやバリアフリーの理念の浸透に協力します。

●地域住民の取組

- ・「宇都宮市民福祉の祭典」に積極的に参加し、ノーマライゼーションやバリアフリーの理念の浸透に協力します。



(2) 基本施策2 ～福祉に関する人材の育成と共育の推進～

事業No.4 ボランティア養成の充実

概要

- ・ 様々なボランティア活動を促進するための、きっかけづくりとしての「ボランティア入門講座」や、学生を対象とした「サマーボランティアスクール」、また「傾聴ボランティア養成講座」、「災害ボランティア養成講座」を開催するなど、様々な分野のボランティアの養成を推進します。

方向性

- ・ ボランティア養成講座の拡充を図ります。
- ・ 講座を修了した方々のボランティア活動への繋ぎの支援を強化します。

●社会福祉協議会の取組

- ・ まちづくりセンター等関係機関・団体との連携・協働体制の構築に努めるとともに、役割分担を明確にして、ニーズに沿ったボランティア養成講座の充実に努めます。
- ・ ボランティア養成講座と併せて、フォローアップ講座を開催するなど、ボランティア活動に継続して関われる体制の構築に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・ 市民のボランティアへの理解やボランティア活動への参画が促進するよう協力します。

●地域住民の取組

- ・ ボランティア養成講座を積極的に受講し、身近な地域の中でのボランティア活動・地域福祉活動に参画します。

◇数値目標◇

指標項目	平成24年度	平成29年度(目標値)
ボランティア養成講座数・受講者数	6講座・457人	7講座・560人

※まちづくりセンター→用語集参照 (P62)



事業No.5 出前福祉共育講座の充実

概要

- ・市内の学校や企業等に対して、障がい当事者やボランティアを派遣し、車いすやアイマスクなどを活用した「出前福祉共育講座」を開催しながら、「福祉共育」を推進します。

方向性

- ・「出前福祉共育講座」の内容の充実に取り組むとともに、地域住民による「福祉共育」の推進を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・「福祉共育」の理念の浸透を図るために、新たなプログラムを開発します。
- ・「出前福祉共育講座サポーター養成講座」を開催し、多くの地域住民の方々の参画の促進に努めます。
- ・「福祉共育」啓発用の副読本やDVDを作成し、ノーマライゼーションやバリアフリーの理解の浸透の促進に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・「出前福祉共育講座」の開催を支援し、「福祉共育」の推進に協力します。

●地域住民の取組

- ・「出前福祉共育講座」を積極的に受講し、「福祉共育」の推進に協力します。

◇数値目標◇

指標項目	平成24年度	平成29年度(目標値)
出前福祉共育講座実施数・受講者数	114回・3,919人	250回・5,090人



2 基本目標 2 『安心して暮らせる仕組みづくり』

(1) 基本施策 1 ～社会参画の促進～

事業No.6 老人クラブ支援の充実

概要

- ・ おおむね60歳以上の方々が、身近な地域の中で集まりやすく活動しやすい単位で構成され、それぞれのクラブごとに生きがいづくり・仲間づくり・健康づくりを推進します。

方向性

- ・ 事務局機能の充実・強化を図ります。
- ・ 地域福祉の担い手として、地域福祉事業（活動）への参画の促進を図ります。
- ・ 老人クラブに対する理解の促進を図りながら、設置数や会員の増強の支援に努めます。

●社会福祉協議会の取組

- ・ 平成25年度より宇老連の事務局を担うことから、事務局機能の充実・強化に努めます。
- ・ 「ふれあい・いきいきサロン事業」等の地域福祉事業（活動）への積極的な参画の支援に努めます。
- ・ 地域の関係機関・団体・施設等と連携を図りながら、老人クラブの設置の促進と会員の増員の支援に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・ 「老人クラブ」の組織化や事業の促進に協力します。

●地域住民の取組

- ・ 「老人クラブ」に対する理解を深め、入会の促進や活動の支援に協力します。

◇数値目標◇

指標項目	平成24年度	平成29年度（目標値）
老人クラブ数・会員数	352クラブ・20,138人	360クラブ・21,144人



概要

- ・市内に5か所設置されており、60歳以上の市民を対象に、福祉に関する各種相談や健康増進事業、また各種教養講座を開催するなど、身近な地域の中での高齢者の生きがいづくり・仲間づくり・健康づくりを推進します。

方向性

- ・高齢者の生きがいづくり・仲間づくり・健康づくりの拠点としての機能の充実を図ります。
- ・地域福祉事業（活動）の拠点のひとつとしての機能の充実を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・福祉に関する相談支援の充実を図りながら、教養講座の見直しや積極的なボランティアの受入れなど機能の充実に努めます。
- ・地域に開かれた施設とするために、地域住民や関係機関・団体等の利用の促進を図るとともに、シニア世代の地域福祉事業（活動）の拠点のひとつとしての機能の充実に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・関係機関・団体等の積極的な利用の促進に協力します。

●地域住民の取組

- ・「老人福祉センター」に対する理解を深め、利用の促進に協力します。



概要

- ・障がいのある方々に、社会参加の機会や日常生活・社会的就労に関する訓練を提供し、自立した心豊かな生活が送れるよう支援します。

方向性

- ・障がい者本人のQOL（生活の質）の向上を図ります。
- ・地域との交流の促進を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・利用者の生活・福祉ニーズを把握するとともに、本人の家族や関係機関・団体等で利用者本人に関する情報を共有し、支援体制の構築に努めます。
- ・地域に開かれた施設とするために、地域住民や関係機関・団体等との交流事業などの開催の促進に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・障がいのある方との交流事業の開催に協力します。

●地域住民の取組

- ・障がいのある方との交流事業に参加します。



事業No.9 地区福祉まつり支援の充実

概要

- ・ 地域住民の福祉活動への参画の促進や地域住民相互の交流の促進などを目的に、地区社会福祉協議会と地域の関係機関・団体等が連携・協働して、地域の小学校やコミュニティセンターなどで開催します。

方向性

- ・ 福祉協力員の積極的な参画の促進を図ります。
- ・ 地域住民による「福祉共育」の推進を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・ 福祉協力員の積極的な参画など、効果的な開催に向けて、きめ細かな相談支援に努めます。
- ・ 「福祉共育プログラム」を整備し、効果的な運営を支援します。

●関係機関・団体等の取組

- ・ 「地区福祉まつり」に主体的に参画し、地域住民相互の“絆づくり”に協力します。

●地域住民の取組

- ・ 「地区福祉まつり」に積極的に参加し、地域住民相互の“絆”を深めます。



概要

- ・ おおむね65歳以上の男性の方々を対象に調理講習会を開催し、調理方法を学びながら同世代の方々との交流を促進します。

方向性

- ・ 全地区での開催に向けた支援の充実を図ります。
- ・ 講習会を修了した方々の地域福祉事業（活動）への繋ぎの支援を強化します。

●社会福祉協議会の取組

- ・ 効果的な開催に向けた、きめ細かな相談支援に努めます。
- ・ 「男性高齢者調理講習会」を修了した方々の「ふれあい・いきいきサロン事業」や「地区福祉まつり」等への参画の促進に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・ 「男性高齢者調理講習会」を修了した方々の地域福祉事業（活動）への参画の促進に協力します。

●地域住民の取組

- ・ 「男性高齢者調理講習会」に対する理解を深め、開催の促進に協力します。

◇数値目標◇

指標項目	平成24年度	平成29年度（目標値）
男性高齢者調理講習会開催地区数	10地区	20地区



(2) 基本施策 2 ～情報提供体制の充実～

事業No. 11 総合相談センター事業の充実

概要

- ・ 地域住民が抱える、日常生活における様々な困りごとや福祉に関する問題について広く相談に応じながら、適切な助言・指導を行うとともに、関係機関・団体等と連携を図りながら、困りごとや問題の解決に努めます。また、毎月4種類の特別相談（法律相談・心身障がい相談・更生相談・精神保健福祉相談）の実施や5か所の老人福祉センター等で巡回相談を行うなど、地域ニーズに沿った相談支援を推進します。

方向性

- ・ 相談者のニーズに沿った相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 各種相談機関等の連携強化を図ります。
- ・ 身近な地域での相談支援体制の充実を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・ 日常生活に不安を抱える方々の利用が促進するよう、社協だよりやホームページなどでの広報・周知を強化します。
- ・ 関係機関・団体等と連携を図りながら、ワンストップの相談窓口としての機能を充実させ、適切な相談支援体制の構築に努めます。
- ・ 特別相談の内容と巡回相談の場所などについて、地域の生活・福祉ニーズに沿って検討を進めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・ 生活・福祉課題を抱える方々に「総合相談センター事業」を紹介いただき、地域住民の生活・福祉課題の解決に協力します。

●地域住民の取組

- ・ 「総合相談センター事業」に対する理解を深め、利用の促進に協力します。



概要

- ・住民の地域福祉事業（活動）への参画の促進を図るために、年に4回「社協だより」を発行し、福祉に関する情報の提供や福祉に関するイベント等を紹介するとともに、ホームページを随時更新するなど、地域住民に向けて広報・周知・啓発を推進します。

方向性

- ・地域福祉に関する情報提供体制の充実を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・市民の地域福祉に関する理解がより深まるよう、「社協だより」やホームページ、などでの広報・周知を強化し、地域福祉事業（活動）への参画の促進に努めます。
- ・地域住民の知りたい情報を、適切に提供できる体制づくりについて検討します。

●関係機関・団体等の取組

- ・市や関係機関・団体等の広報誌などに、地域福祉事業（活動）に関する情報を掲載し、地域住民の地域福祉事業（活動）への参画の促進に協力します。

●地域住民の取組

- ・社協だよりやホームページ、また市や関係機関・団体等の広報誌などで地域福祉に関する理解を深め、地域福祉事業（活動）へ積極的に参加します。



(3) 基本施策3 ～さまざまなニーズに応じたサービスの提供～

事業No. 13 権利擁護センター（あすてらす）事業の充実

概要

- ・ 認知症や知的障がい、また精神障がい等により、判断能力が十分でない方に対して、生活支援員が契約に基づき福祉サービスの利用申請や金銭管理等を援助し、安心して暮らし続けることができるよう、本人の権利を擁護しながら自立生活を支援します。

方向性

- ・ 財源の確保に努めながら利用の拡大を図ります。
- ・ 事業推進体制の強化を図ります。
- ・ 成年後見事業との連携体制の構築を検討します。

●社会福祉協議会の取組

- ・ より多くの方の利用が促進するよう、社協だよりやホームページなどでの広報・周知を強化し、市民や関係機関・団体等の理解の促進を図るとともに、基幹的社会福祉協議会としての機能の充実に努めます。
- ・ ボランティアや福祉協力員などから生活支援員を募集し、支援体制の強化を図りながら、効果的な事業推進体制の構築に努めます。
- ・ 効果的に本事業を推進するために、成年後見事業との連携を検討します。
- ・ 市や県社会福祉協議会と、今後の方向性や財源などについて協議を進め、円滑な本事業の推進体制の構築に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・ 「権利擁護センター（あすてらす）事業」に対する理解を深め、利用の促進に協力します。

●地域住民の取組

- ・ 「権利擁護センター（あすてらす）事業」に対する理解を深め、利用の促進に協力します。

◇数値目標◇

指標項目	平成24年度	平成29年度（目標値）
あすてらす契約者数	108名	156名

概要

- ・認知症や知的障がい、また精神障がい等により、判断能力が不十分な方を保護するために、後見人として家庭裁判所から選任された社会福祉協議会が、本人に代わって法律行為を行い、安心して暮らし続けることができるよう、本人の権利を擁護しながら自立生活を支援するための体制を整備し、事業を推進します。

方向性

- ・財源の確保に努めながら本事業の推進体制の構築を図ります。
- ・「権利擁護センター（あすてらす）事業」との連携体制の構築を検討します。

●社会福祉協議会の取組

- ・栃木県社会福祉協議会のモデル事業（平成24～25年度）を通して、法人後見体制の構築に努めます。
- ・効果的に本事業を推進するために、「権利擁護センター（あすてらす）事業」との連携を検討します。
- ・市や県社会福祉協議会と、今後の方向性や財源などについて協議を進め、円滑な本事業の推進体制の構築に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・「成年後見事業」に対する理解を深め、利用の促進に協力します。

●地域住民の取組

- ・「成年後見事業」に対する理解を深め、利用の促進に協力します。

◇数値目標◇

指標項目	平成24年度	平成29年度（目標値）
成年後見事業契約者数	2件（モデル事業）	20件



概要

- ・ 支援や介護が必要となった高齢者などが、自立した心豊かな生活が送れるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成する介護度などに応じた介護サービス計画（ケアプラン）に基づき、訪問介護・訪問看護・通所介護・福祉用具貸与など、本人の状態に沿った適切な介護福祉サービスを提供します。

方向性

- ・ 介護保険事業と関連する福祉サービスとの連携の強化を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・ 関係機関・団体・事業所等と連携・協働で、地域の生活・福祉課題の把握に努めるとともに、課題の解決に向けて、介護保険事業とファミリーケアサービス事業や地域福祉事業（活動）との連携体制の構築に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・ 介護保険事業と地域福祉事業（活動）との連携に協力します。

●地域住民の取組

- ・ 介護保険制度に対する理解を深め、介護予防など健康づくりに努めます。

※介護支援専門員（ケアマネジャー）→用語集参照（P60）

※介護サービス計画（ケアプラン）→用語集参照（P60）



概要

- ・高齢者などが住み慣れた地域や家庭で、自立した心豊かな生活が送れるよう、介護・福祉・保健・医療などの相談に応じるとともに、介護予防・虐待防止・権利擁護に関する事業を推進します。

方向性

- ・地域の生活・福祉課題を把握し、課題の解決に向けた支援の充実を図ります。
- ・地域住民相互の支えあい助けあい活動の促進を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・地域包括支援センターを中心に、地区社会福祉協議会や関係機関・団体等が連携・協働し、定期的を開催する「地域会議」や「見守り会議」などを活用して、課題の解決に向けた体制づくりに努めます。
- ・地域の生活・福祉課題の解決に向けた地域住民相互の支えあい助けあい活動の促進に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・「地域会議」や「見守り会議」などに出席し、地域の生活・福祉課題の把握と課題の解決に協力します。

●地域住民の取組

- ・地域包括支援センターの事業の推進に協力します。



概要

- ・日常生活に不安を抱える在宅の障がい者（児）の相談に応じ、障がい福祉サービスの利用支援・地域の社会資源を活用するための支援・社会生活力を高める支援・専門機関の紹介等を行いながら、安心して暮らし続けることができるよう、自立生活を支援するとともに、社会参加の拡大を図ります。

方向性

- ・障がいがあっても地域の中で安心した心豊かな生活が送れるよう、支援の充実を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・福祉協力員の見守り声かけ活動に、障がい者（児）世帯を含ませるなど、支援体制の強化に努めます。
- ・障がい者（児）の地域福祉事業（活動）への参画を促進し、社会参加の拡大に努めます。
- ・障がい者自立支援協議会（相談支援部会）で、地域の障がい者（児）の生活・福祉課題について情報を共有し、課題の解決に向けた体制づくりに努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・障がいに対する理解を深めながら、地域の障がい者（児）の地域福祉事業（活動）への参画の促進や、生活・福祉課題の把握に協力します。

●地域住民の取組

- ・障がいに対する理解を深めながら、近隣の障がい者（児）世帯に対して、見守りや声かけを行います。



概要

- ・身体機能の低下や障がい等で、公共交通機関等の利用が困難な方を支援するために、医療機関や公共施設等への移送に際し、福祉車両を無償で貸し出し、社会参加の促進や心豊かな自立生活を促進します。

方向性

- ・利用の促進を図るとともに、効果的な利用の支援に努めます。

●社会福祉協議会の取組

- ・より多くの方の利用が促進するよう、社協だよりやホームページなどでの広報・周知を強化するとともに、事故等のリスクマネジメントや対象車両の老朽化に伴う新規車両の確保などについて検討します。

●関係機関・団体等の取組

- ・地域住民に対して、本事業の広報・周知に協力します。

●地域住民の取組

- ・本事業に対する理解を深め、利用の促進に協力します。



概要

- ・ケガ等で近隣への移動が困難になった方に、一時的に車いす・歩行器・シルバーカー・松葉づえ等は無償で貸し出し、社会参加の促進や心豊かな自立生活を支援します。また、ボランティア団体等に様々な福祉機材を貸し出し、円滑な活動を支援します。

方向性

- ・利用の促進を図るとともに、効果的な利用の支援に努めます。

●社会福祉協議会の取組

- ・より多くの方の利用が促進するよう、社協だよりやホームページなどでの広報・周知を強化するとともに、ニーズに沿った新たな福祉機器・機材の確保などについて検討します。

●関係機関・団体等の取組

- ・地域住民に対して、本事業の広報・周知に協力します。

●地域住民の取組

- ・本事業に対する理解を深め、利用の促進に協力します。



2 基本目標 3 『地域で支えあうまちづくり』

(1) 基本施策 1 ～共に支えあう地域づくり～

事業No. 20 コミュニティワークの推進

概要

- ・身近な地域で、住民どうしがともに支えあい助けあい、安心して暮らし続けることができる“向こう三軒両隣”の地域社会の実現を目指して、地域の関係機関・団体等がそれぞれの機能を発揮できるようネットワークを形成し、効果的な社会資源の活用の促進や新たな社会資源の開発等を連携・協働して行う体制づくりを推進します。

方向性

- ・関係機関・団体等の連携・協働体制の構築を図ります。
- ・住民の地域福祉事業（活動）への参画の促進を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・コミュニティワーカー（地区担当スタッフ）を中心に、地域の生活・福祉課題の把握、またその課題の解決方法、さらに社会資源の点検や新たな社会資源の開発等を、関係機関・団体等と連携・協働で行える体制づくりに努めます。
- ・地域住民が主体的に地域福祉事業（活動）に参画できるよう、支援を強化します。

●関係機関・団体等の取組

- ・地域福祉推進のネットワーク形成や、住民の地域福祉事業（活動）への参画の促進に協力します。

●地域住民の取組

- ・地域で開催される様々なイベントや地域福祉事業（活動）に積極的に参加します。



概要

- ・地区社会福祉協議会は、地域住民を中心に自治会・民生委員児童委員協議会・まちづくり推進協議会等関係機関・団体の方々により構成されており、「福祉協力員制度」「ふれあい・いきいきサロン事業」「安心・安全情報キット配付事業」「ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業」「敬老会事業」など、地域の生活・福祉課題の解決に向けた様々な事業や交流事業を、地域住民や関係機関・団体等の方々と連携・協働して推進します。

方向性

- ・地区社会福祉協議会に対する支援の強化を図ります。
- ・地区社会福祉協議会相互に、情報を共有できる体制の構築を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・各地区社会福祉協議会が推進する地域福祉事業（活動）に対してきめ細かな支援を行うとともに、地域の生活・福祉課題の把握やその課題の解決方法を地域の関係機関・団体等が連携・協働して行える体制づくりに努めます。
- ・地域社会福祉協議会相互の情報交換・意見交換を目的とした交流会や研修会の開催を支援し、様々な情報を共有できる体制の構築に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・地区社会福祉協議会が実施する、地域福祉事業（活動）の効果的な推進に協力します。

●地域住民の取組

- ・地域で開催される様々なイベントや地域福祉事業（活動）に積極的に参加します。



概要

- ・ 地域の高齢者や障がい者、児童等が身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいつくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らし続けることができる、支えあい助けあう地域社会の構築を目的に、地域の自治公民館や福祉施設等で実施するサロン事業を推進します。

方向性

- ・ 「ふれあい・いきいきサロン事業」の拡充を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・ 先進事例の紹介など、広報・周知を強化するとともに、「ふれあい・いきいきサロン事業」の効果的な推進や運営上の課題に対してきめ細かな相談支援を行いながら、設置の促進に努めます。
- ・ 「ふれあい・いきいきサロン事業」を効果的に推進するために、地域の関係機関・団体等と連携・協働体制の構築に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・ 「ふれあい・いきいきサロン事業」に対する理解を深め、設置や運営に協力します。

●地域住民の取組

- ・ 「ふれあい・いきいきサロン事業」に対する理解を深め、運営に協力します。

◇数値目標◇

指標項目	平成24年度	平成29年度（目標値）
ふれあい・いきいきサロン設置数	47箇所	86箇所



概要

- ・緊急時に本人の情報が即座に確認できる「キット」（救急情報シートとシートを保管する容器等一式）を、在宅の高齢者や障がい者などで希望する方々に配付し、対象者が一定の場所（冷蔵庫）に保管することで、救急時における速やかな対応が可能となり、対象者の不安の軽減や救急時の早期対応を図る事業を推進します。

方向性

- ・「安心・安全情報キット配付事業」の拡充を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・より多くの方の「安心・安全情報キット配付事業」に対する理解が深まるよう、広報・周知を強化しながら、効果的な推進や課題に対してきめ細かな相談支援を行うとともに、配付の促進に努めます。
- ・「安心・安全情報キット配付事業」を効果的に推進するために、地域の関係機関・団体等と連携・協働体制の構築に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・「安心・安全情報キット配付事業」に対する理解を深め、効果的な推進に協力します。

●地域住民の取組

- ・「安心・安全情報キット配付事業」に対する理解を深め、配付に協力します。

◇**数値目標**◇

指 標 項 目	平成24年度	平成29年度(目標値)
安心・安全情報キット配付事業実施地区	20地区	39地区



概要

- ・ともに支えあい助けあう“向こう三軒両隣”の地域社会の実現を目指して、様々な地域福祉事業（活動）を推進するにあたり、市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・自治会・民生委員児童委員協議会・まちづくり推進協議会・地域包括支援センター等関係機関・団体が相互の特性や機能を効果的に発揮するためのネットワークの形成を推進します。

方向性

- ・地域福祉事業（活動）を効果的に推進するために、関係機関・団体の連携・協働体制の強化を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・地域の生活・福祉ニーズや生活・福祉課題の把握、またその課題の解決方法など、関係機関・団体と連携・協働で行える体制づくりに努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・関係機関・団体で情報交換・意見交換を行うなど、連携・協働体制の構築に協力します。

●地域住民の取組

- ・関係機関・団体の連携・協働体制の構築に協力します。



概要

- ・ともに支えあい助けあう“向こう三軒両隣”の地域社会の実現を目指して、様々な地域福祉事業（活動）を推進するにあたり、市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・老人クラブ・障害者福祉会連合会・高齢者施設・障がい者施設・児童施設等、関係団体・施設が相互の特性や機能を効果的に発揮するためのネットワークの形成を推進します。

方向性

- ・地域福祉事業（活動）を効果的に推進するために、福祉団体・福祉施設の連携・協働体制の強化を図ります。

《社会福祉協議会の取組》

- ・地域の生活・福祉ニーズや生活・福祉課題の把握、またその課題の解決方法など、福祉団体・福祉施設と連携・協働で行える体制づくりに努めます。

《関係機関・団体等の取組》

- ・福祉団体・福祉施設で情報交換・意見交換を行うなど、連携・協働体制の構築に協力します。

《地域住民の取組》

- ・福祉団体・福祉施設の連携・協働体制の構築に協力します。



概要

- ・すべての市民がボランティア活動や市民活動に参画し、ともに支えあい助けあう市民協働の地域社会の実現を目指して、まちづくりセンター等市民活動機関と連携・協働を推進します。

方向性

- ・ボランティア事業や市民協働事業の効果的な推進のために、ボランティア・市民活動機関・団体等の連携・協働体制の構築を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・市民のボランティアニーズや課題の把握のために、ボランティア・市民活動機関・団体での情報の共有や課題の解決に向けた体制づくりに努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・ボランティア・市民活動機関・団体で情報交換・意見交換を行うなど、連携・協働体制の構築に協力します。

●地域住民の取組

- ・ボランティア・市民活動機関・団体の連携・協働体制の構築に協力します。



概要

- ・すべての市民が、ボランティアに関する理解と関心を深め、様々なボランティア活動への参画の促進を図るとともに、ともに支えあい助けあう市民協働の地域社会の実現を目指して「福祉共育」に関する事業を推進します。

方向性

- ・ボランティアのマッチング強化など、ボランティアセンター機能の充実を図ります。
- ・親しみやすいボランティアセンターとなるよう、環境の充実を図ります。
- ・「サテライトボランティアセンター」の設置を検討します。

●社会福祉協議会の取組

- ・地域や福祉施設などのボランティアニーズを把握し、適切なマッチングに努めるとともに、市民に対してボランティアに関する情報の提供や研修会・講座の開催などの充実を図りながら、ボランティアセンター運営体制の強化に努めます。
- ・市民の“交流の場”や“居場所”としての機能の充実に努めます。
- ・よりきめ細かなボランティア支援体制を構築するために、地域の関係機関・団体等と連携し「サテライトボランティアセンター」の設置に向けた協議を進めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・ボランティアが活動しやすい環境づくりとともに、「サテライトボランティアセンター」の設置に協力します。

●地域住民の取組

- ・ボランティアに対する理解を深め、ボランティア活動に積極的に参加します。

※サテライトボランティアセンター→用語集参照 (P60)



概要

- ・ 災害ボランティア養成講座を開催しながら、市民の防災意識の向上と災害時におけるボランティア活動への参画の促進を図るとともに、災害時に、迅速に適切に「災害ボランティアセンター」が設置できるよう、市や関係機関・団体等と連携・協働体制の構築を推進します。

方向性

- ・ 市民の防災・減災に対する意識の向上を図ります。
- ・ 「災害ボランティアネットワーク」の形成を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・ 防災・減災に関する啓発事業や研修会などを関係機関・団体等と連携・協働で開催し、市民の防災・減災に対する意識の向上に努めます。
- ・ 地域の「災害ボランティアネットワーク」の構築に向けて、関係機関・団体等で情報交換・意見交換を行います。

●関係機関・団体等の取組

- ・ 防災・減災に対する理解を深め、「災害ボランティアネットワーク」の形成に協力します。

●地域住民の取組

- ・ 防災・減災に関する啓発事業や研修会などに積極的に参加し、防災・減災に対する意識の向上に努めます。



概要

- ・在宅の高齢者や障がい者、またひとり親世帯などで、日常生活において家事援助が必要な「利用会員」と、家事援助サービスを提供する「協力会員」とで構成する、会員制の有償ホームヘルプサービス事業を実施し、会員相互の支えあい助けあい活動を推進します。

方向性

- ・協力会員の増強を図るとともに、利用の促進に努めます。
- ・提供するサービス内容を見直すなど、事業の拡充を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・より多くの方の「ファミリーケアサービス事業」に対する理解が深まるよう、社協だよりやホームページなどでの広報・周知を強化しながら、協力会員の増強を図るとともに、利用会員と協力会員の適切なマッチングに努めます。
- ・地域包括支援センター等関係機関・団体と連携を図り、地域の生活・福祉ニーズに対応するサービス内容の拡充に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・「ファミリーケアサービス事業」に対する理解を深め、地域住民の生活・福祉課題や潜在する利用者の発掘に協力します。

●地域住民の取組

- ・「ファミリーケアサービス事業」に対する理解を深め、利用の促進に協力します。

◇数値目標◇

指 標 項 目	平成24年度	平成29年度（目標値）
利用している利用会員数	75名	90名
活動している協力会員数	30名	40名



概要

- ・ おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者の方々を対象に、地区市民センターや地域コミュニティセンターなどで定期的に会食会を開催し、孤独感の解消を図るとともに、地域住民相互の交流を促進します。

方向性

- ・ 「ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業」の内容を見直すなど、事業の拡充を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・ 対象者の増加や、開催場所によっては、会場に行くことが困難な方が多いなどの課題があることから、「ふれあい・いきいきサロン事業」と共催で実施するなど、効果的な実施方法について検討を進めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・ 「ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業」の効果的な開催や運営に協力します。

●地域住民の取組

- ・ 「ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業」に対する理解を深め、利用の促進に協力します。



(2) 基本施策2 ～市民の主体的な地域活動への支援～

事業No. 31 小地域福祉活動計画策定の検討

概要

- ・地域の生活・福祉課題の把握や課題の解決に向けた事業は、各地区の実情に沿って展開することが望まれており、今回の「第3次地域福祉活動計画」をよりきめ細かく各地区の実情に応じたものとするために、市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が連携・協働し、関係機関・団体等の協力を得ながら各地区ごとの「小地域福祉活動計画」の策定を検討します。

方向性

- ・計画の策定に関して、地区社会福祉協議会や関係機関・団体等の連携・協働体制の構築を図ります。
- ・計画の策定に関する検討会・研修会を開催します。

●社会福祉協議会の取組

- ・「小地域福祉活動計画」の策定を効果的に進めるには、地区社会福祉協議会や関係機関・団体等と情報交換・意見交換を行い、策定の趣旨や目的、また必要性などについて理解を深めながら、計画の策定に向けた連携・協働体制の構築に努めるとともに、検討会や研修会を開催します。

●関係機関・団体等の取組

- ・「小地域福祉活動計画」に関する情報交換会や意見交換会などに参加し、計画の策定に協力します。

●地域住民の取組

- ・身近な地域での生活・福祉ニーズや生活・福祉課題などの情報の提供に協力します。



概要

- ・誰もが住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けることができる“向こう三軒両隣”の地域社会の実現を目指して、各地区ごとに福祉協力員制度を整備し、自治会長の推薦を受けたおよそ2,400人の福祉協力員が、同じ地域で暮らす住民として、福祉に関する悩みや不安や孤独感を抱える方々に対して、見守りや声かけ活動を行うとともに、「ふれあい・いきいきサロン事業」や「安心・安全情報キット配付事業」などに積極的に参画し、住民相互の支えあい助けあい活動を推進します。

方向性

- ・福祉協力員の増強（約50世帯に一人）を図ります。
- ・福祉協力員活動の充実を図ります。
- ・福祉協力員の表彰を行います。

●社会福祉協議会の取組

- ・“向こう三軒両隣”の地域社会の実現のためには、より多くの福祉協力員が必要であるために、約50世帯に一人の割合での配置に努めます。
- ・近隣住民に対する見守りや声かけ活動や、「ふれあい・いきいきサロン事業」「安心・安全情報キット配付事業」など、各種地域福祉事業（活動）に積極的に参画できるよう、福祉協力員連絡会の充実を図るとともに、効果的な福祉協力員研修会の開催の支援に努めます。
- ・福祉協力員の日頃の活動に敬意を表すために表彰を実施し、福祉協力員としての誇りや励みの一助となるよう支援します。

●関係機関・団体等の取組

- ・福祉協力員制度に対する理解を深め、効果的な活動支援と、約50世帯に一人の割合での配置に協力します。

●地域住民の取組

- ・近隣住民に対する見守りや声かけなど、福祉協力員の活動に協力します。

◇数値目標◇

指標項目	平成24年度	平成29年度（目標値）
福祉協力員数	2,348人	2,465人

事業No. 33 社会福祉協議会会員制度の充実

概要

- ・年度ごとに社会福祉協議会会員（普通会员・特别会員・団体会員・賛助会員）を募集し、その会員会費を各種地域福祉事業（活動）に活用することで、会員の地域福祉事業（活動）への参画を促進します。

方向性

- ・社会福祉協議会会員の増強を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・より多くの方の協力を得るために、社協だよりやホームページなどでの広報・周知を強化し、市民や関係機関・団体等の理解の促進に努めます。
- ・普通会员・団体会員は、地区社会福祉協議会や自治会により一層の協力依頼を行います。
- ・団体会員は、福祉・医療・教育機関等の新規開拓を進めます。
- ・賛助会員は、企業等の新規開拓を進めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・「社会福祉協議会会員制度」に対する理解を深め、会員の増強に協力します。

●地域住民の取組

- ・「社会福祉協議会会員制度」に対する理解を深め、普通会员・特别会員として協力します。



概要

- ・地域福祉事業（活動）を推進するために、市民や企業などからの寄附金を「ぎんなん基金」として積み立て、その利息（果実）を地域福祉事業（活動）に活用することで、寄附者の地域福祉事業（活動）への参画を促進します。

方向性

- ・「ぎんなん基金事業」の増強を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・より多くの方の協力を得るために、社協だよりやホームページなどでの広報・周知を強化し、市民や関係機関・団体等の理解の促進に努めます。
- ・地区社会福祉協議会や自治会・民生委員児童委員協議会などが主催するイベントや各種事業において、「ぎんなん基金事業」への協力依頼を強化します。
- ・企業や商店、また人が多く集まる施設などで「ぎんなん基金事業」への協力依頼を強化します。

●関係機関・団体等の取組

- ・「ぎんなん基金事業」に対する理解を深め、募金に協力します。

●地域住民の取組

- ・「ぎんなん基金事業」に対する理解を深め、募金に協力します。



概要

- ・市民から善意の物品や金品を預かり、日常生活に支障をきたしている方々や福祉施設・事業所等に拠出するとともに、使用済み切手やプルタブなどを収集し、貸出用車いすなどの整備に充てるなど、住民相互の支えあい助けあい活動を推進します。

方向性

- ・「善意銀行事業」の充実を図ります。

●社会福祉協議会の取組

- ・より多くの方の協力を得るために、社協だよりやホームページなどでの広報・周知を強化し、市民や関係機関・団体等の理解の促進に努めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・「善意銀行事業」に対する理解を深め、物品や金品の預託に協力します。

●地域住民の取組

- ・「善意銀行事業」に対する理解を深め、物品や金品の預託に協力します。



概要

- ・地域社会に貢献してきた高齢者に対して敬愛の念を表すために、75歳以上の高齢者の長寿を祝い、市・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会が共催し、地域住民の方々や地域の関係機関・団体等の協力を得ながら、住民相互の支えあい助けあい活動を推進します。

方向性

- ・効果的な「敬老会事業」となるよう、事業内容の見直しを行います。

●社会福祉協議会の取組

- ・各地区の「敬老会事業」の開催状況や課題を把握し、関係機関・団体等で効果的な事業内容についての協議を進めます。

●関係機関・団体等の取組

- ・「敬老会事業」の円滑な開催に協力します。

●地域住民の取組

- ・「敬老会事業」の円滑な開催に協力します。

